

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当市は、海拔約 20 メートル、南北延長は最長部で約 4 キロメートル、東西延長約 14 キロメートル、面積はおよそ 43.15 平方キロメートル、人口 131,559 人 (R3 年 4 月) である。地理的には千葉県北西部に位置し、東に印西市、南と西は手賀沼を隔てて柏市があり、北は利根川をはさんで、茨城県取手市・北相馬郡利根町と隣接し、手賀沼と利根川にはさまれた細長い馬の背状の土地となっている。

昭和 30 年 4 月に我孫子町、布佐町、湖北村が合併して我孫子町となり、昭和 45 年 7 月に市制を施行した。豊かな水と緑に恵まれ、都心から約 40 キロメートル圏に位置し、平成 27 年 3 月に JR 上野東京ラインが開業し、我孫子—東京間は最速 38 分の近距離にあることから、首都圏へ通勤する人々の住宅地としての役割が大きくなっている。

本計画は、地域内の小規模事業者が、災害時において事業を継続することができるよう、当会及び当市が連携し支援を実施していくために作成するものである。

1 地域の災害リスク

(1) 風水害

当市は、北に利根川、南に手賀沼にはさまれた地形であることから、過去において何度となく大水害に見舞われ、その都度大きな犠牲を払ってきた。

近年においては、東京のベッドタウンとして宅地開発が進み急激に人口が増加した。その結果、谷津や低地まで宅地開発が進み、河川及び排水路の末端、排水未整備地域において台風や集中豪雨等により、内水による水害が発生している。昭和 56 年の台風 24 号では、床上浸水 264 世帯、床下浸水 554 世帯が被害を受け、災害救助法の適用をうけた。

また、利根川や手賀沼の増水による二次的内水被害の発生も当市の特徴である。

(2) 地震

千葉県は、近い将来 (今後 100 年程度以内)、県内に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード 7 クラスの 4 つの地震を対象に、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、平成 19 年度及び平成 26・27 年度に地震被害想定調査を実施した。千葉県北西部直下地震の規模はマグニチュード 7.3 を想定している。当市での震度は、市のほぼ全域が震度 6 弱、一部が震度 6 強又は震度 5 強と予測された。

当市直下の地震 (マグニチュード 6.9) を前提とし、過去に発生した同程度の地震から被害を次のように想定すると、低地で震度 6 強、台地で震度 6 弱の揺れとなる。低地で液状化現象が発生する。旧耐震基準の古い建物を中心に全・半壊の被害、ブロック塀等の倒壊が発生する。液状化によって道路の陥没、砂や地下水の噴出、建物の沈下、地下埋設管の被害が発生し住宅の密集地で火災が発生した場合は、延焼が拡大する。停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の機能障害が発生する。倒壊建物等により死者、負傷者や、倒壊家屋等に閉じ込められた要救出者が発生する。避難者は人口の 20 %が見込まれる。

(3) 感染症

近年の新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動等への影響は甚大なものとなっている。新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでいるものの、引き続き感染対策を徹底し、感染拡大防止に努めなければならない。

あびこハザードマップ

【簡易版】

洪水浸水想定について

この地図は、以下の内容を表示しています。

- 利根川を対象として、圧が想定した最大規模の大雨により増水し、堤防が決壊した場合の浸水想定
- 浸水する範囲と浸水深・浸水想定区域ならびに指定避難所等
- 以下の条件の雨が降った場合の浸水想定予測

河川名	流域	想定雨量	公表年月日	作成機関
利根川	利根川流域(八斗島・群馬県伊勢崎市)上流域	72時間総雨量491mm	平成28年7月20日	国土交通省

●**家屋倒壊等氾濫想定区域とは**

- 氾濫水の流速が速く、木造家屋などが倒壊するおそれのある区域
- この区域では、洪水が予想される場合は、早期の立退き避難が必要となります。

この地図は、あくまでも想定図ですので、浸水や氾濫が予測されていない区域でも状況により浸水もしくは氾濫する場合がありますので、注意してください。

利根川浸水想定区域図(浸水深)

凡例 Legend

記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
	指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)
	指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)
	指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)
	指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)		指定避難所(指定)

大雨のときの情報収集先

●**テレビ案内**

防災行政無線がよく聞こえなかったときは・・・

0120-031676

放送内容が無料で聞けます。

メール配信サービス(事前登録必要)

防災行政無線の放送内容を、携帯電話やパソコンにメールで配信します。毎日のQRコードを読み込み、abiko-nogaki@ipn.jpへメールを送信してください。折り返し、登録案内メールが送られます。

https://www.city.abiko.chiba.jp/mob/mail_service.html

※1,950の携帯電話番号から0478-22-5522(変換)へ発信してください。

風水害時に出される情報(避難情報)

風水害時は、警戒レベル等周辺の状況を確認して、我孫子市から3段階の避難情報を発表します。

風水害時	
避難準備(高齢者等避難開始) (警戒レベル3)	避難勧告(警戒レベル4)
● 人的被害の発生する可能性が非常に高く、避難の時間を要する人は避難を開始する状況	● 人的被害の発生する可能性が非常に高まった状況
避難指示(緊急) (警戒レベル4)	
● 人的被害の発生する可能性が非常に高く、切迫している状況	● 人的被害が既に発生している状況

とるべき行動	とるべき行動	とるべき行動
○ 避難に時間的余裕がある方(高齢者、障がいのある方、車椅子等)とその家族等は避難を開始しましょう。	○ すみやかに危険な場所から避難しましょう。	○ 避難可能な場合は、速急に避難を完了してください。
○ いつでも避難できるように、準備しましょう。	○ 避難場所、避難経路に避難を開始しましょう。	○ 避難できない状況であれば、建物の中や近所の安全な場所へ避難しましょう。
○ 避難準備や避難の自由な方は、避難を開始しましょう。	○ お互いに助け合い避難しましょう。	○ 命を守るための最善の行動をとりましょう。

避難情報が出ていない場合でも、身の危険を感じたら、すぐに避難しましょう。

地震時 緊急地震速報を受信した場合は、その強強い恐れがありますので、身を守る行動をとってください。

情報伝達の流れ

我孫子市等から市民のみなさんに、以下の方法で防災情報を発信しています。

作成 我孫子市 市民生活部 市民安全課 令和2年9月発行
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地 電話:04-7185-1111(代表)

- ③ 被災事業者の被災状況確認及び関係機関への報告
- ④ 被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ⑤ 被災事業者への公的融資の斡旋
- ⑥ 当会危機管理マニュアルの作成

II 課題

- 1 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は市が行う被害状況調査及び応急対策への協力や災害時における物価安定についての協力、救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保など漠然とした記載にとどまっており、災害が多発している近年の状況下において、被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取り組みや協力体制の構築が必要となっている。
- 2 事業継続計画を策定している事業者はごく一部に限られており、市内事業所の多数を占める小規模事業者の多くは、事業継続計画を策定していない。
- 3 当会は、災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険や事業継続計画の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 当会、当市のホームページや広報等により、自然災害や感染症等のリスクを認識させ事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画の策定率を向上させる。
- 2 災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう当会及び当市の役割分担を明確化し、被災状況等の確認、情報の共有等連絡体制を構築するとともに被災事業所への効率的な支援をすべく支援内容を明確化する。
- 3 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。
- 4 自然災害（主にマグニチュード 7.3 級の地震を想定）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施するほか、県開催の「災害図上訓練コース」への職員派遣にて対応する。
- 5 自然災害等による停電等に備えて、当会財源の範囲内で発電機及び携帯充電用備品並びに各種作業用品、非常用食料及び食器等を、感染症対策としてマスク及び消毒液等を購入する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業継続計画の策定支援

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、事業継続計画を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ 事業継続計画策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象に事業継続計画策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、事業者へ感染症拡大防止策等の周知を行うとともに、オフィス内換気設備の設置やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体との連携

損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ② 事業継続計画策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、事業継続計画策定に向けての具体的な支援を実施する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 当会及び当市担当で事前対策の取り組み状況を確認する。

2 災害発生後の対策

自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は、災害発生後 2 時間以内に職員緊急連絡網や SNS 等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が家屋被害や道路状況等について把握した内容を当市へ連絡し情報共有を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症の国内感染者発生時には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、緊急事態宣言が発出された場合は、我孫子市における対策本部の要請に従い感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発生時における出勤は次のとおりとする。

職員自身による情報収集において、地域防災無線やラジオ等で集めた情報に基づき、自身に被害が及ぶ恐れがある場合は出勤を控える。その判断基準として気象庁「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」(下表)で定める警戒レベル 3 相当またはそれ以上の情報を入手、またはとるべき行動に該当する状況となった場合は出勤を控え、警戒レベル 2 以下の場合には身の安全を第一にしつつ、出勤の可否を判断する。

情 報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル 5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報で、災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル 5 に相当する。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル 5 相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」 氾濫危険情報	地元の自治体が警戒レベル 4 避難指示を発令する目安となる情報で、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル 4 相当

大雨警報（土砂災害）※1 洪水警報 危険度分布「警戒」 氾濫警戒情報	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報で、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりする。</p>	警戒レベル3相当
危険度分布「注意」 氾濫注意情報	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。</p>	警戒レベル2相当
大雨注意 洪水注意報	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2で、ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。</p>	警戒レベル2
早期注意情報 （警報級の可能性） 注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1で、最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。</p>	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

② 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

当会と当市で共有する被害規模等の目安

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%以上の事業所で「瓦が落ちる」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内 1%以上の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が落ちる」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全

	壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

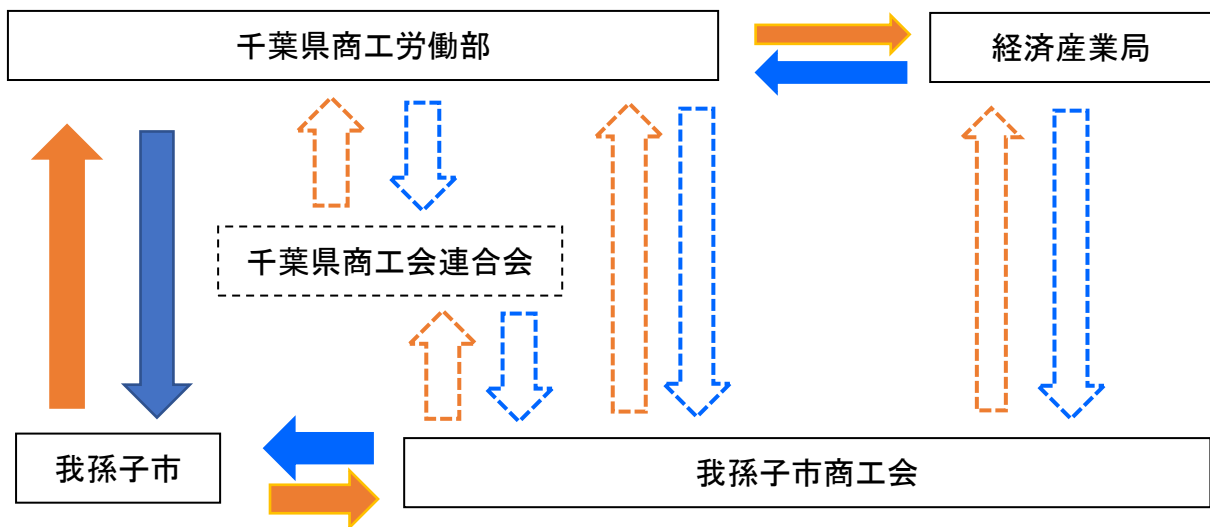
③当計画により当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発生直後	速やかに情報共有を行う
発生後～1週間	1日に1回以上情報共有する
1週間以降	適宜情報共有を行う

3 災害発生時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次災害を防止するための被災地域での活動は、当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代の中から被災地以外の者が実施する。

(3) 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会または当市から県へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は、次のとおりとする。

(1) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。

(2) 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

(3) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

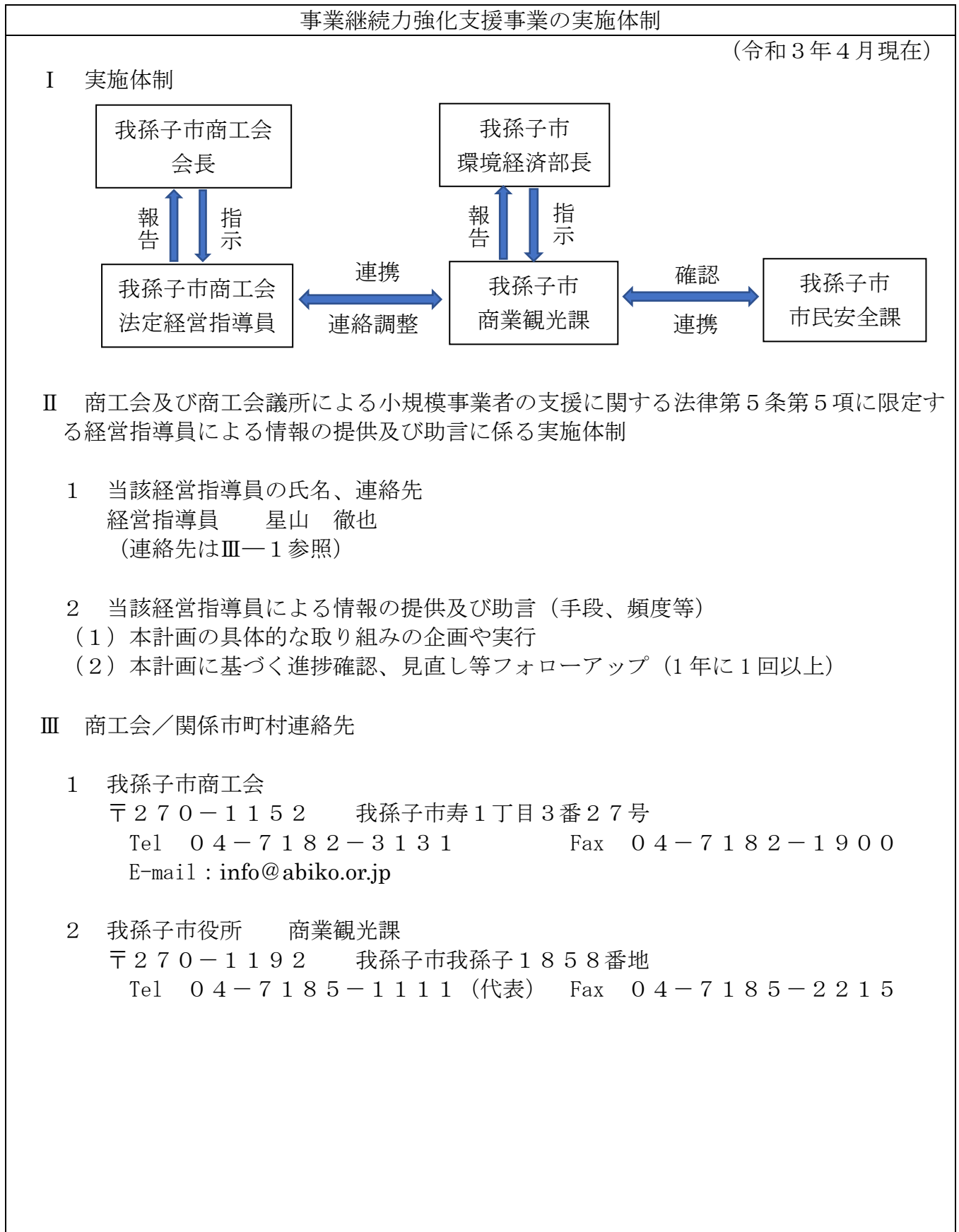
5 地区内小規模事業者に対する復興支援

(1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。

- (2) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- (5) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (6) 事業再建計画の策定を支援する。
- (7) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
(内訳)					
セミナー等開催費	150	150	150	150	150
BCP策定個別相談会開催費、通信費他	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、事業収入、手数料収入、県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。